

社会福祉法人 滋賀県母子福祉のぞみ会定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、滋賀県における母子家庭の母および寡婦等が自らその自立を図り、その生活の安定と福祉の向上を図るための支援を行うことを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第 1 種社会福祉事業

(イ) 母子生活支援施設コーポのぞみの経営

(2) 第 2 種社会福祉事業

(イ) 母子福祉センターのぞみ荘の経営

(ロ) 母子家庭等に対する日常生活支援事業

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人 滋賀県母子福祉のぞみ会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上ならびに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を滋賀県大津市におの浜四丁目 3 番 2 6 号に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名以上 1 5 名以内を置く。

(評議員の選任および解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任および解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 2 名、事務局員 1 名、外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

- 3 選任候補者の推薦および解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 理事会は、選任候補者の推薦および解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任および不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名が出席し、かつ外部委員の2名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、評議員会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 評議員には、費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し、必要な事項は評議員会の議決を経て決定することとする。

第3章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事および監事の選任または解任
- (2) 理事および監事の報酬等の額
- (3) 理事および監事ならびに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表および収支計算書）および財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分

- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開 催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、3月および必要がある場合に開催する。

(招 集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第13条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決 議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く、評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項および第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長および会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印することとする。

第 4 章 役員および職員

(役員の数)

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上 10 名以内
 - (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち 1 名を会長、1 名を常務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって、社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 17 条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務および権限)

第 18 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長および常務理事は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第 19 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 20 条 理事または監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 理事または監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第22条 理事および監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し、必要な事項は評議員会の議決を経て、決定することとする。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任および解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、会長が任免する。

第5章 会員

(会員)

第24条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるも

のについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長および常務理事の選定および解職

(招 集)

第27条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した会長および監事は前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産および会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産および収益事業用財産の4種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 滋賀県大津市におの浜四丁目3番26号 鉄筋コンクリート造4階建1棟
(延べ2,277.60 m²のうち1,176.09 m²)

- (2) 滋賀県彦根市小泉町932-1 鉄筋コンクリート造3階建1棟 (延べ2,138.79 m²)

- (3) 滋賀県大津市におの浜四丁目1番地の23 雑種地 1筆
764 m²のうち247.55 m²

- (4) 滋賀県大津市におの浜四丁目1番地の30 雑種地 1筆 160 m²

- (5) 滋賀県大津市におの浜四丁目1番地の32 雑種地 1筆 160 m²

- (6) 滋賀県大津市におの浜四丁目1番地の38 雑種地 1筆 330 m²

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産および収益事業用財産以外の財産とする。

- 4 公益事業用財産および収益事業用財産は、第 39 条に掲げる公益を目的とする事業および第 40 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 31 条 基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、理事会および評議員会の承認を得て滋賀県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、滋賀県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第 32 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画および収支予算)

第 33 条 この法人の事業計画書および収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(特別会計)

第 34 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(事業報告および決算)

第 35 条 この法人の事業報告および決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 収支計算書（資金収支計算書および事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表および収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号および第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事および監事ならびに評議員の名簿
 - (3) 理事および監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等およびこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに業務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第 8 章 公益を目的とする事業

(種 別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 母子福祉および寡婦福祉等に関する企画、調査、研究および運動の展開
- (2) 各郡市町母子福祉団体の運営指導および連絡調整
- (3) 母子家庭および寡婦等の生活援助指導
- (4) 母子家庭及び寡婦等の自立支援に関する事業の受託
- (5) 地方公共団体への土地・建物貸与事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第 9 章 収益を目的とする事業

(種 別)

第40条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 食堂の経営
- (2) 物資等の斡旋

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第41条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業または公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条および平成14年厚生労働省告示第283号に掲げたものに限る。）に充てるものとする。

第 10 章 解 散

(解 散)

第42条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号および第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人ならびに社会福祉事業を行う学校法人および公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 11 章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、滋賀県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその

旨を滋賀県知事に届け出なければならない。

第 12 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞または電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

会長	守田 厚子
理事	服部 千代
〃	滝 初恵
〃	岸田 文子
〃	住井 秀子
〃	小川 ふみ
〃	可須水 静子
〃	南部 ウメ
〃	松川 シズ
〃	村瀬 文
〃	稲田 富志江
〃	吉田 トモエ
〃	吉田 加納
〃	岡本 光尾
〃	岡田 富美
監事	川村 はつ
〃	田中 秀子
〃	初田 智久

附 則

この定款は、昭和47年2月16日から施行する。

附 則

この定款は、昭和48年7月30日から施行する。

附 則

この定款は、昭和59年5月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年3月28日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年2月21日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年2月14日から施行する。

附 則

1. この定款は、平成20年4月25日から施行する。

2. 本定款の第6条第1項および第17条第1項役員の任期については、平成20年4月25日から平成22年4月24日までの任期は、規程にかかわらず平成22年3月31日までとする。

附 則

この定款は、平成22年3月30日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年12月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年10月7日から施行する。

附 則

1. この定款は、平成29年4月1日から施行する。

2. 本定款の第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、「4名以上」とする。

附則

この定款は、平成30年5月30日から施行する。